

科目	平成10年度	平成11年度	増減	増減率
(2)補助金収入	373,283	275,644	△ 97,639	△26.2%
受託事業収入	35,586	34,032	△ 1,554	△4.4%
補助金収入	34,022	27,179	△ 6,843	△20.1%
雑収入	4,222	1,312	△ 2,909	△68.9%
借入金収入	471,515	164,131	△ 307,384	△65.2%
償還金収入	1,667	1,665	△ 2	△0.1%
特定預金取崩収入	3,547	10,023	6,475	182.5%
繰入金収入	5,000	2,746	△ 2,253	△45.1%
当期収支合計	1,141,846	646,490	△ 495,355	△43.4%
前期繰越収支差額	△ 4,012	244,305	248,318	△6,189.4%
収入合計	1,137,834	890,796	△ 247,037	△21.7%
(II) 支出の部				
農地保有合理化事業費	30,318	25,047	△ 5,270	△17.4%
農地保有合理化特別事業費	13,179	49,671	36,492	276.9%
農地保有合理化緊急加速事業費	144,964	43,146	△ 101,818	△70.2%
中山間農地保全対策事業費	42,310	30,167	△ 12,142	△28.7%
集約的利用機等調整事業費	4,578	0	△ 4,578	△100.0%
農業公社推進体制強化事業費	3,800	3,324	△ 476	△12.5%
逆休農地活用条件整備事業費	5,554	8,736	3,181	57.3%
農村環境整備事業費	89	89	0	0.0%
まきばの調整備事業費	417,754	311,475	△ 106,278	△25.4%
受託事業費	23,639	33,240	9,600	40.6%
合理化事業運営費	1,782	1,297	△ 484	△27.2%
一般管理費	1,428	282	△ 1,146	△80.3%
固定資産購入支出	0	2,287	2,287	-
借入金等支払支出	9,963	10,392	429	4.3%
借入金返済支出	178,238	337,523	159,285	89.4%
特定預金支出	8,809	5,907	△ 2,901	△32.9%
土地利型基金取崩支出	2,119	0	△ 2,119	△100.0%
繰入金支出	5,000	0	△ 5,000	△100.0%
当期支出合計	893,528	862,589	△ 30,938	△3.5%
当期収支差額	248,318	△ 216,098	△ 464,416	△187.0%
次期繰越収支差額	244,305	28,206	△ 216,098	△88.5%

一般会計比較貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成10年度	平成11年度	増減	増減率
----	--------	--------	----	-----

	A	B	C=B-A	C/A
I 資産の部				
1 流動資産				
(1) 預金	118,961	57,270	△ 61,691	△51.9%
(2) 留保金	318,911	27,282	△ 291,628	△91.4%
(3) 事業未収金	57,621	72,188	14,566	25.3%
(4) 未収補助金	19,822	2,836	△ 16,986	△85.7%
(5) その他未収金	1,115	207	△ 907	△81.3%
(6) 前払小作料	33,923	29,355	△ 4,568	△13.5%
(7) 用地	516,689	544,836	28,146	5.4%
(8) 受託料前払資金貸付金	1,665	0	△ 1,665	△100.0%
流動資産合計	1,068,709	733,976	△ 334,732	△31.3%
2 固定資産				
(1) 基本財産	373,000	373,000	0	0.0%
(2) その他固定資産	88,565	86,583	△ 1,982	△2.2%
車輦運搬具	0	2,133	2,133	-
工具器具備品	12	12	0	0.0%
電話加入権	84	84	0	0.0%
差入敷金	2,637	2,637	0	0.0%
外部出資金	1,000	1,000	0	0.0%
用地価格調整備金積立金	41,431	33,190	△ 8,241	△19.9%
貸借借事業推進積立金	649	649	0	0.0%
退職給与引当金積立金	42,638	46,609	3,971	9.3%
減価償却引当金積立金	111	266	154	138.7%
固定資産合計	461,565	459,583	△ 1,982	△0.4%
資産合計	1,530,275	1,193,560	△ 336,715	△22.0%
II 負債の部				
1 流動負債				
(1) 事業未払金	271,448	131,195	△ 140,253	△51.7%
(2) その他未払金	503	0	△ 503	△100.0%
(3) 預り金	173	382	208	120.2%
流動負債合計	272,125	131,578	△ 140,547	△51.6%
2 固定負債				
(1) 長期借入金	536,764	297,627	△ 239,136	△44.6%
(2) 合理化特別事業借入金	130,507	162,480	31,973	24.5%
(3) 合理化緊急加速事業借入金	83,302	123,615	40,312	48.4%

(4) 中山間農地保全対策事業借入金	39,643	34,766	△ 4,876	△12.3%
(5) 受託前払資金借入金	1,665	0	△ 1,665	△100.0%
固定負債合計	791,882	618,490	△ 173,391	△21.9%
3 引当金				
(1) 貸借事業推進積立金	649	649	0	0.0%
(2) 用地価格変動準備金	41,431	33,190	△ 8,241	△19.9%
(3) 退職給与引当金	42,638	46,609	3,971	9.3%
引当金合計	84,719	80,450	△ 4,269	△5.0%
負債合計	1,148,728	830,518	△ 318,209	△27.7%
III 正味財産				
正味財産	381,546	363,041	△ 18,505	△4.9%
(うち基本財産)	373,000	373,000	0	0.0%
(基本金)	76,000	76,000	0	0.0%
(強化基金)	297,000	297,000	0	0.0%
(うち正味財産減少額)	8,546	9,958	1,411	16.5%
負債及び正味財産合計額	1,530,275	1,193,560	△ 336,715	△22.0%

主な増減説明等

ア 留保金：291,628千円減少

事業資金について借入を行い、資金必要時まで借入金利と同率で預け入れられている口座であるが、貸し手側の県信連が金融検査により見直しの指摘を受け廃止となり、平成11年度より必要資金はその都度借り入れることになったため減少した。

イ 長期借入金：239,136千円減少

留保金の返還による。

ウ 用地価格変動準備金、同積立金：8,241千円減少

標準価格より低い価格で土地を売却したため準備金を取り崩した。

準備金取崩額 9,741千円

準備金繰入額 1,500千円

エ 合理化特別事業借入金：31,973千円増加

合理化緊急加速事業借入金：40,312千円増加

買入土地増加による。

オ 基本金 76,000千円のうち県出資は3,000千円であり、残り73,000千円は収支差額より基本金に繰入れたものである。

平成11年度農地売買及び借入・貸付の状況

	買入		売渡		借入		貸付	
	件数	面積 (㎡)	金額 (千円)	件数	面積 (㎡)	金額 (千円)	件数	面積 (㎡)
一般事業	-	-	-	3	15,120	24,170	54	77,193
特別事業	8	13,901	47,848	2	3,042	16,849	3	2,755
緊急加速事業	10	36,200	43,146	1	1,002	3,036	-	-
中山間農地保全対策事業	4	5,702	167	5	6,466.82	36,394	-	-
合計	22	55,803	91,162	11	25,631	79,450	57	79,948

(3) フラワーセンター管理運営特別会計

フラワーセンター管理運営特別会計は、山梨県立フラワーセンターの管理運営業務を経理している。平成10年8月開園のため、平成10年度は8ヶ月間の営業となつている。

フラワーセンター管理運営事業会計比較収支計算書

(単位：千円)

科目	平成10年度		平成11年度		増減 C=B-A	増減率 C/A
	A	B	A	B		
(I) 収入の部						
1 管理受託事業収入	156,784	215,667	58,883	37.6%		
2 補助金収入	4,000	4,600	600	15.0%		
3 負担金収入	1,200	4,900	3,700	308.3%		
4 雑収入	90	44	△ 46	△51.1%		
当期収入合計(A)	162,074	225,211	63,136	39.0%		
前期繰越収支差額	-	76	-	-		
収入合計(B)	162,074	225,288	63,213	39.0%		
(II) 支出の部						
1 管理受託事業費	155,844	214,456	58,612	37.6%		
2 補助事業費	5,200	9,500	4,300	82.7%		
3 一般会計繰入支出	953	1,246	292	30.6%		
当期収支合計(C)	161,998	225,202	63,204	39.0%		
当期収支差額(A)-(C)	76	8	△ 67	△88.2%		
次期繰越収支差額	76	85	8	10.5%		

ア フラワーセンターの管理運営について

主な収入は、県からの管理受託事業収入と補助金収入であり、収入全体の97.8%（平成11年度）を占めている。業務委託料については、年度始めに管理業務委託契約が交わされるが、年度末の変更契約において実際発生額に調整されており、実質的にコストの積み上げ計算となっている。

入場料は、県より徴収を委託されているのみで、フラワーセンターの収入ではないため収支計算書には記載されず、また、県派遣職員の人件費は、県が全額負担しているため収支計算書には記載されないなど経営努力が計算書類には反映されない仕組みとなっている。

なお、入場料と事業費支出を比較すると次のように実質赤字経営となる。

	平成10年度	平成11年度
入場料収入 A	90,566千円	99,060千円
事業費支出 B	161,998千円	225,202千円
差引 A-B	△71,432千円	△126,142千円

イ 入場者数及び入場料収入

	入場者数	入場料収入	備考
平成10年度	263,125人	90,566千円	平成10年8月開園(8ヶ月)
平成11年度	324,390人	99,060千円	

入場料金 高校生以上 500円(個人) 400円(団体)  
中学生及小学生 250円(個人) 200円(団体)  
無料の人

- ・ 県内在住の65歳以上の入場者
- ・ 障害者及びその介護者
- ・ 第2・4土曜日に利用する小・中・高校等の児童、生徒

平成11年度は、無料利用者増加のため、入場者数は増加したが入場料収入は横ばいとなっている。

ウ 水道料金について

植栽に撒く水について、平成11年6月までは、水道水を利用していましたが、平成11年7月からは茅が岳かんがい用水を利用できるようになった。これにより、1年間で水道使用量を13,491㎡、水道料を70万8千円節減できた。(管理受託事業費・総務管理費・需要費)

フラワーセンター管理運営事業比較貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成10年度 (A)	平成11年度 (B)	増減 (B)-(A)	増減率
I 資産の部				
流動資産	43,326	35,911	△ 7,414	△17.1%
資産合計	43,326	35,911	△ 7,414	△17.1%
II 負債の部				
流動負債	43,249	35,826	△ 7,423	△17.2%
負債合計	43,249	35,826	△ 7,423	△17.2%
III 正味財産	76	8	△ 67	△88.2%
負債及び正味財産合計額	43,326	35,911	△ 7,414	△17.1%

(3) フラワーセンター運営事業

フラワーセンター運営事業特別会計では、フラワーセンター内にある県内地場産品の売店を整理している。主たる収入は売店の売上である。

フラワーセンター運営事業特別会計

(単位：千円)

科 目	平成10年度 A	平成11年度 B	増減 C=B-A	増減率 C/A
(I) 収入の部				
1 事業収入	99,035	114,626	15,590	15.7%
2 雑収入	10	7	△ 3	△30.0%
3 一般会計繰入収入	5,000	0	△ 5,000	△100.0%
当期収入合計(A)	104,046	114,633	10,587	10.2%
前期繰越収支差額	-	△ 4,123	-	-
収入合計(B)	104,046	110,509	6,463	6.2%
(II) 支出の部				
1 事業費	73,509	76,753	3,243	4.4%
2 販売費	6,850	7,710	860	12.6%
3 一般管理費	19,997	22,631	2,634	13.2%
4 固定資産取得支出	839	1,381	542	64.6%
5 一般会計繰入支出	5,000	1,500	△ 3,500	△70.0%
6 営業外費用	23	0	0	0.0%
7 法人税等充当分	1,950	2,506	556	28.5%
当期支出合計(C)	108,170	112,484	4,313	4.0%
当期収支差額(A)-(B)	△ 4,123	2,149	6,273	△152.1%
次期繰越収支差額(B)-(C)	△ 4,123	△ 1,974	2,149	△52.1%

フラーワーケット運営事業比較貸借対照表 (単位：千円)

科目	平成10年度 A	平成11年度 B	増減 C=B-A	増減率 C/A
I 資産の部				
流動資産	17,999	14,525	△ 3,473	△19.3%
固定資産	823	1,523	700	85.1%
資産合計	18,823	16,049	△ 2,773	△14.7%
II 負債の部				
流動負債	14,371	6,287	△ 8,083	△56.2%
負債合計	14,371	6,287	△ 8,083	△56.2%
III 正味財産	4,451	9,761	5,309	119.3%
負債及び正味財産合計額	18,823	16,049	△ 2,773	△14.7%

第3 監査の結果

1 指摘事項

(1) 長期保有土地の売却を早期にすべきもの

公社では、農地保有の合理化に関する事業として、規模縮小農家から農地を購入し規模拡大志向農家へ売り渡すことにより、担い手の支援、規模拡大農家の育成、農用地の集団化等、農業経営体の育成・支援を行っている。

土地の買入れは全額借入金で行っており、購入後5年間は利子助成を受けることができるが、5年を経過すると、借入金利息全額を公社が負担することとなる(注1)。

平成11年3月末現在、公社が保有する農地約20haのうち、長期保有土地が約6haあり、現状では、隣接する農家などに貸しており、農地として利用されているが、一部は、荒地となっている。

長期保有土地の売却価格は、繰上価格+利子+有益費+必要経費)以上が望ましいが、下記の理由により、売却価格が簿価を下回る場合でも売却すべきである。

ア 購入時より地価が下落しており、地価上昇も期待できない。帳簿価額での売却交渉の成立は困難であり、今後、借入金の金利負担が今後も公社の財政を圧迫することが予想される。

イ 売却価額が地域農業と農地価格へ影響を及ぼす。

ウ 農業振興公社の本来の目的は、農地を保有することではなく、農地の有効利用を図ることである。

なお、平成11年度末における農地価格変動準備金の積立額は、33,190,561円である。

あり、金利増加分(60,240,860円)だけでもすでに、準備金の金額を超えているのが現状である。したがって、価格変動準備金の取り崩しだけではまかなえないケースが生じてくるが、損失の計上も視野に入れ早期に長期保有土地の売却を検討すべきである。

また、農地の買入交渉および売却交渉の経過が記録として残されていない。交渉がスムーズに行くよう交渉記録を残すべきである。

長期保有土地の状況

買入年度	事業区分	①買入価額	農業振興公社負担金利		帳簿価額 ③=①+②	比率 ③/①	借受利率%	
			平成2~11年度	平成11年度			借換前	借換後
平成2年度	一般	32,288,000	15,151,763	1,296,125	47,439,763	147%	7.4%	2.8%
平成3年度	一般	51,905,720	19,144,306	1,937,078	71,050,026	137%	8.0%	2.8%
平成3年度	特別	30,657,200	6,509,621	1,015,407	37,166,821	121%	無利子	2.8%
平成4年度	一般	24,674,925	7,068,654	867,320	31,743,579	129%	6.9%	2.8%
平成5年度	一般	25,882,700	7,054,285	1,637,807	32,936,985	127%	5.7%	2.8%
平成6年度	一般	26,846,325	5,312,231	1,166,035	32,158,556	120%	5.2%	2.8%
合計		192,254,870	60,240,860	7,919,772	252,495,730	131%		

長期保有土地以外の土地の状況

買入年度	事業区分	①買入価額	農業振興公社負担金利		帳簿価額 ③=①+②	比率 ③/①
			平成8~11年度	平成11年度		
平成8年度	一般	5,997,459	563,093	185,261	6,560,552	109%
平成9年度	特別	72,837,900	0	0	72,837,900	100%
平成9年度	特別	31,409,240	0	0	31,409,240	100%
平成10年度	緊急加速	80,239,902	0	0	80,239,902	100%
平成10年度	中山間保全対策	13,056,785	0	0	13,056,785	100%
平成11年度	緊急加速	43,145,663	0	0	43,145,663	100%
平成11年度	中山間保全対策	13,924,920	0	0	13,924,920	100%
平成12年度	特別	31,165,765	0	0	31,165,765	100%
合計		291,777,634	563,093	185,261	292,340,727	100%

(注1) 利子補給額・補給年数は、事業により異なる。

事業区分	利子補給期間	補給額
一般事業	5年	一部
特別事業	3年	一部
緊急加速事業	5年	全額
中山間保全対策事業	5年	全額

(2) フラワーマーケットの損益を適正に計算すべきもの

公社では、フラワーマーケット(山梨県フラワーセンター内の売店)で果産品の販売を行っており、収益事業に該当するため法人税申告をしている。  
 収益事業を行う公益法人は、収益事業に関する経理と収益事業以外の事業に関する経理とを区分して経理することがもとめられている。(法人税法施行令第6条)  
 この場合、収益事業に直接要した費用の額は、収益事業の費用として経理することになるが、収益事業と収益事業以外の事業とに共通する経費については、それぞれに区分経理する必要がある。

ところで、フラワーマーケットでは、共通費の区分経理がされてなく直接費のみが費用として計上されていた。一例を掲げると、人件費には、店頭で直接販売している職員の給与のみが計上されており、仕入・現金管理等をしている職員のものも、費用に計上されていなかった。収益事業(フラワーマーケット)以外の事業に従事している従業員のうち収益事業を兼任している者(仕入れ・現金管理担当者等)の報酬、給料、退職金等の給与については、収益事業に従事した割合等の合理的基準により区分経理することにより損益計算、課税所得計算を適切に行うべきである。

(3) 業務の実態と会計処理が異なるもの

組織上フラワーセンターに属しており、勤務実態も一週間のうち火曜日を除きフラワーセンターに勤務している役員の人件費が一般会計より支出されていた。当人件費の一部はフラワーセンター管理運営特別会計より支出すべきである。

(4) 預金証書の預り証を受け取るべきもの

公社では、平成12年6月5日付けで、山梨県信用農協共同組合連合会より、30,000千円の運転資金を借り入れている。  
 とところで、定期預金証書の実査を行ったところ、口座番号1027875 額面金額41,431,621円の定期預金証書は、上記運転資金借入のための担保に供されており、預金証書の預り証を受け取っていなかった。定期預金証書を担保として差し入れるときには、担保品預り証を受け取るべきである。

(5) 物品の管理を適正にすべきもの

① 県より業務委託された物品の管理  
 県より業務委託された物品について、備品リストは備え付けられているが、実在が確認されていない。最低年1回程度は確認すべきである。

② 公社で取得した資産の管理について

公社が所得した物品の台帳が作成されておらず、事務所が存在するフレイミングキヤビネット、スチール書庫、ロッカー等の取得のいきさつが不明となっている。また、貸借対照表に計上されている備品についても実在が不明となっている。この

他、物品購入時の会計処理について、備品勘定での処理が適当と思われる支出についても、資産計上されていない。早期に物品台帳を完成させ、物品の管理を適正にするとともに、備品購入時の会計処理を適切にされたい。(会計規程44条・45条)

(単位：千円)

取得日	品名	数量	金額
H10.9.28	パソコン	1	330
H11.3.30	パソコン	1	455

(6) 帳簿の整理を適正にすべきもの

① 元帳と決算書の残高に相違が生じているもの  
 総勘定元帳の残高と貸借対照表の残高は、一致すべきところ、下記の科目について金額の相違が見られた。これは科目コードの入力ミスによる。決算整理を適切にされたい。

② 帳簿の綴りに関すること

総勘定元帳と補助元帳が一緒に綴られており、一部ページが前後するもの、ページが欠落しているものが見受けられた。帳簿書類の適正な整理をされたい。

貸借対照表 資産の部

(単位：千円)

用地	貸借対照表	元帳	差異
合理化事業用地	221,889	208,799	13,089
合理化特別事業用地	172,579	185,669	△13,089
合理化緊急加速事業用地	123,385	118,592	4,793
中山間農地保全対策事業用地	26,981	31,775	△4,793

貸借対照表 固定負債

(単位：千円)

借入金	貸借対照表	元帳	差異
長期借入金	297,627	141,698	155,929
合理化特別事業資金借入金	162,480	2.3月分なし	-
合理化緊急加速事業借入金	123,615	元帳なし	-
中山間農地保全対策事業借入金	34,766	元帳なし	-

収支計算書 支出の部

(単位：千円)

科目	収支計算書	元帳	差異
農地保有合理化事業業務費	4,037	4,031	6
受託事業費	33,240	33,246	△6

2 意見

(1) フラワーセンター施設管理に関すること

フラワーセンター内のアスファルト舗装された歩道の両脇に、雨により花壇から土が流れ出ないように便宜的に木材を置き土の流出止めがされていたが、きれいに整備された園内で目立つものとなっていた。また、土の流出については、花壇の土の補給作業が進められていた。

フラワーセンターは、傾斜地に立地しており、雨水の流れに伴なう土の流出は今後も予想されるため、これを防止する措置を講ずるべきである。また、花壇等の股計の際には、このようなことがないよう留意されたい。

4 財団法人 山梨県林業公社

第1 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成10年度及び11年度の事業について実施した。

2 監査実施期間

平成12年8月2日～8月4日

平成12年8月23日～8月25日

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の目的

財団法人 山梨県林業公社（以下「公社」という）は、山梨県（以下県という）において、森林資源の造成・整備を図るとともに、森林・林業に関する普及啓発等を行うことにより県土の緑化・保全並びに農山村経済の振興及び住民の福祉の向上に寄与することを目的として、昭和40年9月1日に設立された。

(2) 事業の概要

公社は上記の目的を達成するため、

ア 分収造林事業

森林所有者（私有地）の山林を公社が造林し、伐採時（契約期間40年から50年）に収益を分配する。分収割合は、地権者30%、公社70%（平成9年度までは、地権者40%、公社60%）である。平成11年度末現在、公社の造林面積は、約8,000ha、契約件数は約2,200件である。

イ 分収育林事業（緑のオーナー募集事業）

森林資源保存のために、育林費の負担を広く個人に求める3者分収育林制度を行っている。

ウ 受託事業

森林公園、保健休養林等の森林資源の管理運営と啓蒙のために以下の受託事業を行っている。

(ア) 県有林立木計算事務受託事業

(イ) 山梨県立武田の杜保健休養林管理受託事業

(ウ) 鳥獣センター管理受託事業

(エ) 「森の教室」等普及啓発ゾーン管理受託事業

(オ) 山梨県森林公園金川の森管理受託事業

エ 山梨県林業労働センター事業  
林業の担い手の育成と森林労働力を確保し、森林従事者を森林組合に斡旋している。  
オ サービス事業  
金川の森内にて、自動販売機によるサービス事業を行っている。

(3) 県との関係

ア 出資出捐の状況  
県は公社設立に際し基本金100万円の金額を出資している。  
イ 事業費の貸付  
県は公社に対し、造林事業貸付金として、昭和40年度より事業費の貸付を行っている。他に、分収育林事業及び林業労働センター事業にも貸付を行っている。

<平成11年度末の貸付金残高>

分 収 造 林 事 業	8,999,765 千円
分 収 育 林 事 業	14,999 千円
林業労働センター事業	6,000 千円
合 計	9,020,764 千円

ウ 債務保証契約  
農林漁業金融公庫借入金については県からの債務保証を受けている。  
(平成11年度末農林漁業金融公庫借入金残高 10,103,373千円)  
エ 補助金の交付

<補助金交付額>

会 計 区 分	平成10年度	平成11年度
分 収 造 林 事 業	289,079 千円	275,340 千円
分 収 育 林 事 業	1,203 千円	762 千円
林業労働センター事業	88,573 千円	89,283 千円
合 計	378,855 千円	365,385 千円

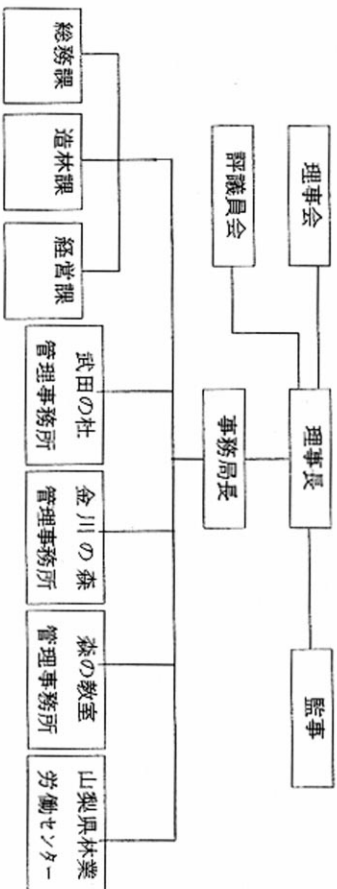
オ 県からの業務受託関係  
公社と県との間において平成11年度は以下の業務受託を行っている。  
(ア) 県有林立木計算事務  
(イ) 山梨県立武田の杜保健体育管理  
(ウ) 鳥獣センター管理  
(エ) 「森の教室」等普及啓発ゾーン管理

(オ) 山梨県森林公園金川の森管理  
(カ) 森林資源モニタリング調査  
(キ) 林分調査  
(ク) 「乙女高原の森」森林体験プログラム

(4) 組織の状況

公社は、事務所を甲府市丸の内に置き、役員16名（うち常勤1名）及び職員38名（県からの出向者1名、正規職員27名、臨時職員10名）、3課、3管理事務所、1センターをもって構成されている。

<山梨県林業公社組織図>



2 監査の視点

公社が、森林保護という公共性が高く、また、非常に長期にわたる事業活動の中で、経済的また効率的で、時代に即した経営を行い、森林資源の維持を図っているかどうか。次の視点から監査することとした。

- (1) 公社は設定目的に合致した運営を行っているか。
- (2) 補助金の交付目的及び対象事業の内容が明確であり、公益上の必要性は十分か。また、その成果は確認されるか。
- (3) 公社の経営成績及び財政状態は良好であるか。また、良好でない場合は、適切な対策がなされているか。
- (4) 内部組織は、事業目的に沿って、機能的に整備、運用されているか。
- (5) 受託事業の運営は、適切に行われているか。
- (6) 支出手続きは所定の方法により、適正に行われているか。
- (7) 関係書類及び帳簿は、適正に整備され、保管されているか。

3 経営の状況

(1) 概況

公社は、分収造林事業を一般会計、他の事業を特別会計として区分している。

分収造林事業については、公社設立の昭和40年より行われている。自主財源を持たない公社であるため、基本的に、県からの補助金及び借入金で財源にして、分収造林事業を進めている。この事業は、新植から伐採まで40年程度の長期間にわたるものである。

現在までのところ、公社の所有する分収造林地で、伐採期を迎えたものはなく、平成16年度以降、順次伐採期を迎える予定である。他方、分収造林契約時に比べ、現在の林業を取り巻く状況は、材木価格の長期低迷、木材用途の減少、育林費用の増大等大きく変わってきている。その結果、当初の分収計画達成が困難になると予想される。事業借入金返済や分収後の造林計画など、今後の長期事業計画を早急に検討する必要があるであろう。

特別会計としている事業は、分収育林（3者育林）事業、県からの受託事業、サービスマス事業であり、8会計に区分されている。

(2) 経営成績

一般会計平成10年度及び平成11年度の経営成績は＜別表1＞の収支計算書のとおりである。

収入の部合計は平成10年度が12億3,023万円、平成11年度が11億7,486万円で、平成11年度は平成10年度より5,537万円減少している。これは借入金収入が9,243万円減少したことによるものである。反面、造林地の収用が増加したことにより、分収造林補償金収入が、3,971万円増加している。平成10年度及び平成11年度共に補助金収入と借入金収入とで収入の部の大部分を占めている。（下表参照）

＜収入の部合計のうち補助金収入及び借入金収入の占める割合＞

	平成10年度	平成11年度
補助金収入	22.8%	23.4%
借入金収入	74.0%	69.6%
合計	96.8%	93.0%

支出の部合計は、平成10年度が12億5,398万円、平成11年度が11億2,007万円であり、平成11年度は平成10年度より1億3,391万円減少している。これは事業費が前期より、1億3,807万円減少したことによるものである。管理費の中の借入金支払利息額は、平成10年度は3億6,417万円、平成11年度は3億6,729万円であり、支出の部合計に占める割合は、それぞれ29.0%、32.8%である。

特別会計平成10年度及び平成11年度の経営成績は＜別表2＞の収支計算書のとおりで

ある。

収入の部借入金収入が2,400千円増加したのは、林業労働センターの増加額である。支出の部の事業費が2,250千円減少したのは、分収育林事業の事業費が減少したことによる。

(3) 財政状態

一般会計平成10年度末及び平成11年度末の財政状態は＜別表3＞の貸借対照表のとおりである。

資産合計は平成10年度が186億7,862万円、平成11年度が193億697万円である。そのうち森林勘定が平成10年度177億6,863万円、平成11年度184億3,378万円で、平成11年度は平成10年度より6億6,515万円増加している。森林勘定は資産合計の95%強を占めている。

負債合計については、平成11年度は平成10年度より、6億2,835万円増加しており、内訳は、県借入金5億8,974万円、公庫借入金1億3,008万円増加している。

特別会計平成10年度末及び平成11年度末の財政状態は＜別表4＞の貸借対照表のとおりである。その他の流動負債が5,989千円減少しているのは、分収育林事業の分収育林募集預り金が減少したことによる。



<別表1>

一般会計比較収支計算書

(単位：千円)

	平成10年度 (A)	平成11年度 (B)	比較増減 (C=B-A)	増減比率 (C/A)
<b>I 収入の部</b>				
1. 基本財産運用収入	10	1	-9	-90.0%
2. 事業収入	1,449	2,727	1,278	88.2%
3. 補助金収入	289,079	275,340	-13,739	-4.8%
4. 分収造林補償金収入	6,049	45,765	39,716	656.6%
5. 森林国営保険金収入	-	1,612	1,612	-
6. 雑収入	15,074	12,018	-3,056	-20.3%
7. 借入金収入	910,600	818,167	-92,433	-10.2%
8. 特定預金取崩収入	-	672	672	-
9. 受託事業収入	420	8,356	7,936	1,889.5%
10. 繰入金収入	7,548	10,199	2,651	35.1%
収入の部合計	1,230,231	1,174,861	-55,370	-4.5%
前期繰越収支差額	642,194	618,437	-23,757	-3.7%
収入合計	1,872,426	1,793,298	-79,128	-4.2%
<b>II 支出の部</b>				
1. 事業費	643,738	505,659	-138,079	-21.4%
2. 分収造林等推進事業費	3,370	3,200	-170	-5.0%
3. 受託事業費	420	8,356	7,936	1,889.5%
4. 管理費	484,747	485,884	1,137	0.2%
5. 分収交付金支出	2,568	17,515	14,947	582.0%
6. 借入金返済支出	114,533	98,339	-16,194	-14.1%
7. 特定預金支出	4,611	1,115	-3,496	-75.8%
支出の部合計	1,253,988	1,120,070	-133,918	-10.7%
当期収支差額	-23,756	54,790	78,546	-
次期繰越収支差額	618,437	673,228	54,791	-8.9%

(注) 1 分収造林補償金収入は、分収造林地の収用等による収入である。  
 (注) 2 借入金収入は、県と農林漁業金融公庫からの年度借入額である。  
 (注) 3 分収交付金支出は、分収造林地の収用等による土地所有者への交付金である。  
 <別表2>

特別会計比較収支計算書

(単位：千円)

	平成10年度 (A)	平成11年度 (B)	比較増減 (C=B-A)	増減比率 (C/A)
<b>I 収入の部</b>				
1. 補助金収入	89,775	90,044	269	0.3%
2. 分収造林間伐収入	357	-	-357	-
3. 雑収入	218	126	-92	-42.2%
4. 借入金収入	655	3,055	2,400	366.4%
5. 前受金収入	3,268	-	-3,268	-
6. 預り金収入	5,732	0	-5,732	-
7. 特定預金取崩収入	8,003	6,885	-1,118	-14.0%
8. 受託事業収入	189,163	184,864	-4,299	-2.3%
9. 掛金収入	31,425	31,391	-34	-0.1%
10. 手数料収入	2,614	2,509	-105	-4.0%
収入の部合計	331,215	318,877	-12,338	-3.7%
前期繰越収支差額	1,500	0	-1,500	-
収入合計	332,715	318,877	-13,838	-4.2%
<b>II 支出の部</b>				
1. 事業費	3,140	890	-2,250	-71.7%
2. 受託事業費	12,543	8,601	-3,941	-31.4%
3. 林業対策事業費	119,816	120,426	610	0.5%
4. 貸付事業費	1,200	2,457	1,257	104.8%
5. 管理費	178,684	171,993	-6,691	-3.7%
6. 分収交付金支出	102	-	-102	-
7. 預り金支出	0	0	0	0.0%
8. 特定預金支出	9,680	4,308	-5,372	-55.5%

9. 繰入金支出	7,548	10,199	2,651	35.1%
支出の部合計	332,715	318,877	-13,838	-4.2%
当期収支差額	1,500	0	-1,500	-
次期繰越収支差額	0	0	0	0.0%

(注) 1 受託事業収入の内訳

(単位：千円)

受託事業	平成10年度	平成11年度
果有林立木計算	1,786	1,234
武田の社	39,983	39,990
鳥獣センター	15,206	15,179
森の教室	16,304	16,032
金川の森	106,497	105,929
林業労働センター	9,387	6,500
合計	189,163	184,864

<別表3>

一般会計比較貸借対照表

(単位：千円)

	平成10年度 (A)	平成11年度 (B)	比較増減 (C = B - A)	増減比率 (C / A)
流動資産	834,822	797,694	-37,128	-4.4%
(現金預金)	394,390	437,372	42,982	10.9%
(公庫借入留保金)	241,296	154,215	-87,081	-36.1%
(未収金)	199,085	205,887	6,802	3.4%
(その他の流動資産)	50	220	170	340.0%
固定資産	17,843,803	18,509,284	665,481	3.7%
(基本財産)	1,000	1,000	0	0.0%
(森林)	17,768,630	18,433,784	665,154	3.7%
(退職給与引当預金)	60,939	61,292	353	0.6%
(損害てん補積立預金)	9,700	9,700	0	0.0%
(その他の固定資産)	3,534	3,508	-26	-0.7%
資産合計	18,678,625	19,306,979	628,354	3.4%
流動負債	216,384	124,466	-91,918	-42.5%
(未払金)	216,241	124,369	-91,872	-42.5%
(預り金)	143	97	-46	-32.2%
固定負債	18,461,241	19,181,512	720,271	3.9%
(土地所有者借入金)	7,291	7,291	0	0.0%
(果借入金)	8,410,022	8,999,765	589,743	7.0%
(公庫借入金)	9,973,288	10,103,373	130,085	1.3%
(退職給与引当金)	60,939	61,292	353	0.6%
(損害てん補積立金)	9,700	9,700	0	0.0%
(その他の固定負債)	-	90	90	-
負債合計	18,677,625	19,305,979	628,354	3.4%
正味財産	1,000	1,000	0	0.0%
負債及び正味財産合計	18,678,625	19,306,979	628,354	3.4%

(注) 1 森林勘定については、後述の森林勘定の会計処理参照

(注) 2 未収金は、補助金収入の未収分等である。

(注) 3 未払金は、枝打費、除伐費、間伐費等の事業費未払金他である。  
 <別表4>

特別会計比較貸借対照表

(単位：千円)

	平成10年度 (A)	平成11年度 (B)	比較増減 (C=B-A)	増減比率 (C/A)
流動資産	26,076	21,619	-4,457	-17.1%
(現金預金)	21,682	17,114	-4,568	-21.1%
(未収金)	4,394	4,505	111	2.5%
固定資産	47,363	49,125	1,762	3.7%
(分収青林)	14,344	14,999	655	4.6%
(分収青林前受引当預金)	14,921	15,061	140	0.9%
(退職給与引当預金)	7,546	10,683	3,137	41.6%
(その他の固定資産)	10,551	8,382	-2,169	-20.6%
資産合計	73,440	70,745	-2,695	-3.7%
流動負債	30,783	21,619	-9,164	-29.8%
(未払金)	24,258	21,082	-3,176	-13.1%
(その他の流動負債)	6,525	536	-5,989	-91.8%
固定負債	42,656	49,125	6,469	15.2%
(分収青林前受金)	14,921	15,061	140	0.9%
(果借入金)	17,944	20,999	3,055	17.0%
(退職給与引当金)	7,546	10,683	3,137	41.6%
(その他の固定負債)	2,244	2,382	138	6.1%
負債合計	73,440	70,745	-2,695	-3.7%
正味財産	0	0	0	0%
負債及び正味財産合計	73,440	70,745	-2,695	-3.7%

(注) 1 未収金は、補助金収入の未収分他である。

(注) 2 未払金は、金川の森の委託料未払金、林業労働センターの事業費未払金他である。

第3 監査の結果

1 分収造林事業 (一般会計)

(1) 森林勘定について検討及び開示すべきもの  
 森林勘定(次項森林勘定の会計処理参照)の過去5年間の推移は下図のようになっている。従来の分収造林事業は、平成7年をもって終了し、以降は、森林所有者の不在化した森林の保全代行のためと病害虫からの分収林の保護のための樹種転換による森林の保全という二種類の分収造林事業に限られている。したがって、今後もほぼ毎年度7~8億円の森林勘定の増加が発生すると見られる。

森林勘定の推移

年 度	平成7年度					平成8年度					平成9年度					平成10年度					平成11年度				
	面	積	ha	ha	ha	面	積	ha	ha	ha	面	積	ha	ha	ha	面	積	ha	ha	ha	面	積	ha	ha	ha
森林残高	15,172	16,149	16,948	17,768	18,433	2,077	2,114	2,133	2,148	2,154	81	70	41	29	20	40	37	37	19	15	832	814	687	643	505
増加面積	ha	ha	ha	ha	ha	992	977	799	819	665	992	977	799	819	665	40	37	37	19	15	832	814	687	643	505
増加件数	件数	件数	件数	件数	件数	40	37	19	15	6	40	37	19	15	6	40	37	37	19	15	832	814	687	643	505
事業費計①	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	118	115	119	120	118	118	115	119	120	118	118	115	119	120	118	118	115	119	120	118
管理費計②	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	349	347	359	364	367	349	347	359	364	367	349	347	359	364	367	349	347	359	364	367
支払利息③	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	284	295	267	289	275	284	295	267	289	275	284	295	267	289	275	284	295	267	289	275
補助金計④	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	1,015	981	898	838	715	1,015	981	898	838	715	1,015	981	898	838	715	1,015	981	898	838	715
①+②+③-④	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	1,015	981	898	838	715	1,015	981	898	838	715	1,015	981	898	838	715	1,015	981	898	838	715

他方、分収契約期限の最初の到来は、平成16年であり、それ以降順次、材木の伐採とその売却による分収が始まり、それぞれ地権者と公社とで分配し森林勘定は減少していくことになる。

公社の試算によれば、分収造林地における、植林から伐採までの収支は、ha当たり700千円~1,300千円程度の損失が発生すると予想されている。平均1,000千円とすれば、以下の表のようになり、年度平均で2億7千万円の損失が発生する。

分収造林損失予想

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
契約面積 ha	19	181	281	414	446
予想損失額 百万円	19	181	281	414	446

かかる損失の発生について、次の点を検討し適切な開示を県民に対して行うべきである。

- ア 公社は、財務会計の計算書類のうえで、将来の損失の発生に備えて引当金を計上するか、森林勘定の評価減を行うことが必要である。
- イ 現在、計上されていない未払利息に対して、未払費用の計上を行うか、引当金を計上する必要がある。
- ウ 公益法人として、その引当に対して特定預金を設定する。そのための財源を検討する。

(2) 森林勘定の会計処理を検討すべきもの

公社は、財団法人であるので、公益法人会計基準に基づき、企業会計方式による会計処理を行うべきである。  
公社においては、森林勘定は、財務規定29条2項で「造林に要した事業費及び管理費」により計上することになっている。

しかし、現在、公社では、森林資産については、統一的な会計基準はなく、森林勘定を総支出（減価償却費等の費用も含む）から収入（未収入金である収益も含む）を控除した額を計上しており、論拠を山林立木の取得価額の計算規定（法人税法基本通達7-3-13）と、国庫補助金等の圧縮記載（企業会計原則注解24）に求めているが、次のような検討すべき課題がある。

ア 借入金金の支払利息（実際支出分のみ）を取得原価に算入している。しかし、償還期限が未到来で、支払の生じていない未払利息は、計上されていない。（借入金金の項参照）

イ 森林勘定の明細書に造林に係らない受託費用と受託収入をそれぞれ算入しているが、妥当ではない。

ウ 造林に係らない受託事業等の特別会計の収支差額を繰入金収入として控除しているのは妥当ではない。（繰入金支出の項参照）  
公社は、分収造林事業を一般会計とし、この一般会計の費用を「造林に要した事業及

び管理費用」として森林勘定に吸収される会計処理を行っているが、上記の事項を考慮して、森林勘定の計上について、適切な会計方針を定めるべきである。

- (3) 借入金金の現状と検討をすべきもの  
公社の借入金金の残高の過去5年間の推移は次のようになっており、平成11年度末で191億円となっている。

公社借入金金の推移

借入先	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
	造林事業	6,753	7,329	7,877	8,410
森林事業	12	13	13	14	14
計	6,765	7,342	7,890	8,424	9,013
公庫	8,907	9,372	9,709	9,973	10,103
権者	7	7	7	7	7
地権者					
合 計	15,679	16,721	17,606	18,404	19,123
年度増加額	1,029	1,042	885	798	719

(単位：百万円)

(注1) 県からの借入金は昭和40年度から順次借り入れたものであり、償還年次は36～50年、利率は当初、年4.5%の優利であったが、平成8～9年度は3.5%、平成10年度以降は無利子となっている。平成13年度より元利金の返済が始まる。（表中の金額は林業労働セクター分を除く）

(注2) 農林漁業金融公庫（以下公庫という）からの借入金は、10年間据置後分割返済で、主なものの利率は年利1.70%～6.50%である。

(注3) 地権者からの借入金は、分収造林契約時、2年間に借り入れたものであり、分収契約解除のとき返済することになっており、金利は4.5%の優利による。

今後20年間の借入金金の現時点での返済予定は次のようになっている。

借入金金の返済予定

(単位：百万円)

年 度	県			公 庫			合 計
	元本	利息	計	元本	利息	計	
平成12年度	0	0	0	95	391	486	486
平成13年度	7	24	31	93	388	481	512

平成14年度	10	29	39	90	384	474	513
平成15年度	12	35	47	94	380	474	521
平成16年度	18	49	67	98	376	474	541
平成17年度	25	62	87	114	372	486	573
平成18年度	0	0	0	128	367	495	495
平成19年度	10	23	33	139	361	500	533
平成20年度	42	86	128	150	355	505	633
平成21年度	60	115	175	148	349	497	672
平成22年度	74	132	206	162	343	505	711
平成23年度	67	112	179	181	336	517	696
平成24年度	85	132	217	191	328	519	736
平成25年度	101	146	247	186	320	506	753
平成26年度	142	192	334	180	312	492	826
平成27年度	158	197	355	196	303	499	854
平成28年度	185	213	398	221	295	516	914
平成29年度	212	225	437	247	285	532	969
平成30年度	241	234	475	268	274	542	1,017
平成31年度	268	238	506	286	263	549	1,055

借入金については次の事項を検討されたい。

ア 借入金の未経過利息について

公社では、以前より、借入金の未払利息を計上してはいない。県からの借入金については、元金、利息とも返済は平成13年度から始まるが、平成11年度までの利息の累積額は42億5,484万円となっている。この利息は確定債務に弾じたものと考えられる。また公庫の借入金についても、据置期間があるため未払利息は生じている。

公社は、未払利息について、前期損益修正損として正味財産減少額に計上するとともに、負債の部に未払金として計上し、適正な財政状態を開示すべきである。

イ 県借入金の弁済について

造林分収契約による最初の伐採期の到来は平成16年度である。県借入金の弁済は平成13年度から始まるので少なくとも3年間の弁済については、返済原資がないことになる。県と協議を行い借換えを行う必要がある。

ウ 公庫借入金の借り換えについて

公社では、平成11年3月31日現在、公庫からの借入金が10,103百万円ある。現在昭和40年代及び昭和50年代に借り入れたものを返済しているのだが、その金利は、年利3.5%及び6.5%であり、高金利となっている。

ところで、平成6年に分収林機能高度化資金融通取扱要綱等が制定され、公庫から既往に借り入れた資金について、低金利資金への借換えと延長が可能となった。その要件として①契約期間の延長(地上権の設定変更を伴う)、②県との損失保証契約の締結、があるが②の要件についても県議会の承認を受けており条件整備は整っている。公社としても、金利負担を減少せしめるため、公庫借入金の借り換えを積極的に進めるべきである。

(4) 分収契約の見直しを検討すべきもの

分収造林事業は、土地所有者の山林に公社が造林し、40～50年後に伐採し、収益を分収する事業である。公社が所有する造林地についても、平成16年以降、順次伐採期を迎えることになる。

しかし、現状においては、当初の分収計画達成は困難であり、金利負担を含めると、公社試算によれば、h a 当たり700千円～1,300千円の損失が予想される。

ところで、土地所有者との分収造林契約によると、分配される造林木の収益は、販売代金から販売に要した費用を差し引いたものとなり、造林事業費に充てた借入金利金は控除できない。したがって、公社は損失が生じた造林地についても、土地所有者に対し、分配金を支払うことになる。

上記の契約書によると、分収歩合については、改定はできないが、他の諸規定に関しては、公社の変更を認めている。森林維持の公共性を鑑み、土地所有者に理解を求め、造林木の収益計算の見直しについて、契約変更を取り交わせないであるうか。

同時に、近年の木材価格の低迷を考慮し、契約延長の方策も検討するべきである。

2 各会計に共通事項

(1) 退職給与引当金について適正に処理すべきもの

公社では、一般会計(造林事業会計)に会計方針が注記されており、期末要支給額の37%に相当する金額を計上している。しかし、特別会計においては、前年度末の期末要支給額の100%を計上している。退職給与引当金の計上基準は統一すべきである。

また、上記の37%は法人税法に規定する損金算入限度割合であり、負債性引当金の計上基準としては妥当ではないので検討されたい。

加えて、平成11年3月31日付けで退職した職員（役員も含む）に對して退職金の支払債務が確定しているにもかかわらず、退職給与引当金を取崩していない。未払金を計上するとともに引当金を取崩すべきである。

(2) 備品の管理を適正に行うべきもの

ア 購入備品の会計処理について

財務規程第28条第2項には、「固定資産への計上は、減価償却資産については、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が20万円以上のものである」と規定されている。ところで、平成11年度に購入された次の備品については資産計上がされていない。資産に計上し、減価償却を実施すべきである。

会計区分	支払日	備品名	取得価額
林業センター	平成11年4月16日	パーソナルコンピュータ	369,600円
分収造林事業	平成11年10月12日	パーソナルコンピュータ	641,549円
分収造林事業	平成11年12月17日	コンピュータ周辺機器	217,896円
林業センター	平成12年4月24日	パーソナルコンピュータ	206,850円
林業センター	平成12年4月24日	パーソナルコンピュータ	207,900円

イ 物品受払簿について

公社では、財務規程により、物品受払簿において、物品の保管の記録並びに整理を行うこととなっているが、現在のところ、物品受払簿の記帳がなされていない。規程どおり、物品受払簿により、物品の管理を行うべきである。

(3) 各区分会計における共通費の適切な配分を検討すべきもの

公益法人会計において、区分会計を行う場合、各区分に共通して発生する事業費、管理費等は一定の合理的な配賦基準により配分すべきである。

公社は、以下の共通費の配分方法について検討し、適切な区分計算を行うべきである。

ア 公社職員の賃金給料

公社では、造林事業（一般会計）の正規職員の人件費は、すべて、一般会計の管理費に計上されており、受託事業費、他の特別会計には計上していない。受託事業等に従事した造林事業の職員の人件費については、従事した事業に配分すべきである。

他方、造林事業には、臨時職員が在籍し、事務処理の補助等を行っている。臨時職員の賃金については、その一部が受託事業及び他の特別会計に計上されているが、配分基準が曖昧である。合理的な配賦基準を設けるべきである。

イ 法人税申告における損益計算

公社は、金川の森における自販機販売手数料（カーピス事業）について、法人税法

の規定により、公益法人等として、法人税の申告及び納税を行っている。

ところで、平成11年度この申告において、当期利益の計算上、事業費として、カーピス事業の管理費をそのまま計算に用いている。この管理費の内、間接費部分については、特別会計である金川の森管理業務の管理費と同一地で発生するため、一定の基準を設け、按分計算にて算定すべきであるが、当年度の間接費については、特別会計との支出の振り分けに、基準を設定しておらず、賃金、消耗品費、食糧費、環境整備費、雑費の各金額に合理性がない。

カーピス事業の事業費において、適切な按分計算を行い、法人税申告における損益計算を適正に行われたい。

＜平成11年度 法人税申告 事業費計算＞

(単位：円)

事業費金	損益計算書上の金額	直接費に該当	按分計算すべき間接費
賃	119,000		○
消耗品費	835,871		○
光熱水費	795,344	○	
使用料賃借料	7,230	○	
食糧費	4,800		○
公課費	160,600	○	
環境整備費	283,500		○
雑費	90,470		○
合計	2,296,815		

ウ 林業労働センターの職員給与

林業労働センター（特別会計）の職員の給料については、森林担い手対策事業費、通年就業事業費、担い手育成確保対策事業費、林業雇用改善促進事業受託費の各事業に配分して計上されている。

ところで、この配分基準について、明確な基準が示されていない。各事業の収支を適正に算定するために、配分基準を明確にされたい。

(4) 特別会計における繰入金支出と収支差額について適正にすべきもの

公社は、消費税の申告義務があり、毎年度申告を行っている。

その消費税税額計算においては、各特別会計分は、一般会計に含め合算し、一般会計にて処理を行っている。そのため、各特別会計は、消費税負担分を繰入金支出として、一般会計へ移行させている。繰入金支出額は、各特別会計の消費税非課税支出の5%相当を計上している。

ところで、平成11年度の各特別会計からの繰入金支出のうち、武田の社及び森の教室からの繰入額が、計算額より大幅に減額されている。  
また、各特別会計において、繰入金支出を含めたところで、当期収支差額がすべての特別会計についてゼロとなっている。消費税負担相当額を繰入金として支出するならば、統一的な基準でその支出額を算定すべきであり、当期収支差額の調整には用いてはならない。

<公社繰入金支出計算式>

(職員給与費+福利厚生費+賃金+退職給与引当預金支出) × 5%

平成11年度繰入金支出

(単位：円)

会計区分	繰入金支出計算額	繰入金支出額
武田の社	1,617,575	1,620,000
鳥獣センター	528,996	358,000
森の教室	392,372	134,000
金川の森	2,057,877	2,043,000
林業労働センター	216,499	217,000

3 山梨県林業労働センター

(1) 小切手の取扱いを適正にすべきもの

公社では、当座預金を使用しており、また、外部への支払は振込によっている。支払の際には、合計額で小切手を振り出し、支払銀行へ持参し、振込により、支払を行っている。したがって、小切手を支払先に直接渡すことはしていない。

財務規程第15条第3項に「支払は、原則として小口現金払を除き定時払とし、銀行振込又は横断小切手によらなければならない。」と規定されている。

ところで、小切手帳を見たところ、横断が引かれておらず、また、記記入等の書指の小切手について、単に小切手の耳に留めただけで、小切手を使用不能にするための方策がとられていなかった。

小切手については、小切手帳を取得した際に、すべての小切手について横断を引くとともに、書指小切手については、Xを付けるなど、当該小切手が使用不能となるよう処置されたい。

4 森の教室管理事務所

(1) 現金の取扱を適正にすべきもの

森の教室では、工作室において、木工体験をすることができ。年間約1,500人の利用があり、一人一回当たり50円を徴収し、年間で約75,000円の収入がある。また、木工に伴う原材料代はすべて利用者から徴収した代金より支払っている。

ところで、平成10年度の総勘定元帳には、木工体験の収入及び原材料代の購入の記載がない。したがって、決算書にも当該取引については記載がされていない。

公社は、現金の出入りについて、すべて帳簿に記載し、それをチェックする仕組みを作り、現金の取扱を適正にされたい。

5 意見

森林の保全、人工造林の売却益を目的として、昭和33年に「分収造林特別措置法」が公布され、造林地所有者との主伐材木の売却収入の分収による契約により、公社のような森林整備法人が、森林の植林と保全を行ってきた。ただ、植林から分収まで35年から40年と非常に長期にわたる事業であることから予測しがたい事態も発生してきている。

当初は、借入金利率にみられるように、4~5%の利回りを想定した産業育成という経済行為であったが、昭和48年頃以降、輸入木材の増加による材木価格の長期低迷と、育林費用の増加により、その経済的採算は望めなくなつた。公社の目的が、当初の拡大造林から、環境保全や山村地域の振興へと時代とともに変遷していく中で、その存在意義を改めて確認する必要がある。

次に公社所有の分収造林地であるが、今後、分収契約の期限が順次到来し、その損失負担の処理を検討しなければならない。他方、分収契約終了後の森林の保護育成についても検討が必要となる。

公社においても、山梨県からの事業借入金の金利の凍結、森林保護関連事業の受託などの努力を行ってきたが、次の2つの側面から具体的な対策が要請される。

① 材木の経済的資源として、建築資材の需要の喚起のみならず、間伐材も含めた他の用途の開発が必要となる。そして、森林保全費用の低減の努力が必要となる。

② 他方、森林それ自体の環境資源として、公共性・公益性が重視されてきている。

平成9年に開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議」(京都会議)では、地球温暖化に対して、森林の二酸化炭素の吸収貯蔵機能が認識され、森林の保護育成が要請された。水源涵養・災害防止・下流沿岸漁業の保護といった公益的機能のみならず、保健休養機能を生かした森林公園や、動植物の生態系維持への森林の価値が認められている。

林業公社の行っている森林保全事業の位置付けを県全体の林政と調整し、この事業に対する環境評価・行政評価も含めて総合的に県民に開示し、県民の理解と負担を求めねばならない。